漁業経営セーフティーネット構築等事業基金の基本的事項

令和8年9月24日現在

基金名称	漁業経営セーフティーネット構築等事業基金
基金額（国費相当額）	802億円 （410億円）
基金事業の概要	漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油・配合飼料の価格がそれぞれ一定基準以上に上昇した場合に補塡金を交付。
終了予定時期	漁業・養殖業においては、生産コストに占める割合が燃油代は2～4割、餌代は6～7割と高く、漁業用燃油や養殖用配合飼料の価格が高騰した場合、他産業に比べて、自助努力では克服しがたい程の影響を受けるとともに、その操業や生産意欲の低下を招くおそれがある。このため本事業は、将来の燃油及び配合飼料の価格高騰に備えて、燃油及び配合飼料が高騰していない平時から国と漁業者とで積立を行い、経営への影響を緩和するものであり、継続的に実施していく必要があることから、終了予定時期を設定していない。
基金事業の目標	漁業・養殖業経営の安定の確保
基金の保有割合	0.99
保有割合の算出根拠	保有割合（国費相当分） ＝ ①41,007百万円 ÷ ②41,383百万円 ①直近年度末の基金残高 ②事業費所要見込額（国費相当分）
助成対象の内容、申請方法、申請期限、審査基準、審査体制	①漁業経営セーフティーネット構築事業

助成内容	燃油・配合飼料価格が高騰したときに補塡金を交付。
申請方法	漁業者→漁連・漁協等→本協会
申請期限	毎年3月31日
審査基準 審査体制	―